(2)　経費支出手続の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 商工労働部　中小企業支援室　　ものづくり支援課 | 総務部長通知「大阪府補助金交付規則の施行について」（以下「総務部長通知」という。）においては、補助金を交付するに当たっては、原則として要綱を制定するものとされ、特定少数の補助事業者を対象とする場合などに限り伺い定めによることができるとされている。下記補助金は、特定少数の補助事業者を対象とする補助金のため要綱を制定せず、毎年度経費支出に関する伺い定めにより処理されているが、当該伺いには補助金額算定の方法や具体的な手続に関する記載がなかった。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金名 | 平成28年度交付金額 |
| ものづくり支援拠点ＭＯＢＩＯ業務運営補助金 | 28,981,814円 |
| 金属系新素材試作センター運営事業費補助金 | 2,860,000円 |

 | 補助金に係る予算執行の適正性の確保及び府民への説明責任の観点から、要綱の制定を検討されたい。また、要綱を制定しない場合は、総務部長通知により要綱に規定すべきとされている事項について伺い定めの中に明記されたい。【大阪府補助金交付規則の施行について（通知）（昭和45年10月１日　総務部長）】一　総則的事項４　個々の補助金ごとに制定せられるべき要綱については、次の点に留意すること。　(1)　原則として要綱を制定するものであること。ただし、特定少数の補助事業者を対象とするもの又は臨時的なものについては、伺い定めによることができるものであること。　　(2)　要綱に規定すべき事項は、おおむね次のとおりであること。ア　補助金の名称及び交付の目的又は趣旨イ　補助金の交付の対象となる経費及び補助率又は補助額ウ　補助金交付申請書の様式及び提出期限エ　補助金交付申請書に添付すべき書類の様式及び提出部数オ　規則第６条第２項の規定により附する補助金の交付の条件カ　補助事業に要する経費の配分を変更する場合における軽微な変更の範囲キ　補助事業の内容を変更する場合における軽微な変更の範囲ク　申請の取下げをすることができる期間ケ　補助事業の遂行の状況に関する報告をとる場合には、その内容と報告書の様式コ　補助事業実績報告書の様式及び提出期限並びにこれに添付すべき関係書類の種類及び様式サ　補助金交付請求書の様式及び提出期限シ　処分を制限する財産の指定及び処分を制限する期間 | 「ものづくり支援拠点ＭＯＢＩＯ業務運営補助金」及び「金属系新素材試作センター運営事業費補助金」は、中小企業の技術革新、活性化及び新商品開発等を支援することを目的として公益財団法人大阪産業振興機構のみに交付するものである。両補助金の交付に係る要綱の制定を検討したが、府の出資法人である公益財団法人大阪産業振興機構のみを対象とした補助金であるため、要綱を定めずとも審査や各種手続等について支障が生じる懸念がないと判断した。また、総務部長通知においても、特定少数の補助事業者を対象とする補助金の交付に当たっては、伺い定めによることができる旨記載されていることから、要綱を制定せず、伺い定めにより補助金の交付決定を行うこととした。平成30年度より両補助金の交付申請の審査に当たっては、要綱に規定すべき事項のうち、本補助金の交付に必要な事項を伺い定めの中に明記の上、申請内容の審査を行い交付に係る判断をすることとした。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成29年６月７日から同年７月11日まで）